

令和8度 事業計画書



救護施設 菰野千草園



～明るく楽しい施設づくりを目指して～

～Aiming to create bright and fun facilities～

施設運営方針

職員の人格向上及び、福祉に関する知識と技術を会得し、制度改革に即した創意工夫と専門性の確立を図り、利用者の個々のニーズに対応した支援を追求する。

また、地域福祉推進に積極的に取り組み、複雑多様化する社会のニーズにアクションを起こす。

1. 業務に関して、持ち場立場の責任性と協調性を持ち、日中活動や日常生活訓練、地域交流を主として活力ある施設づくりに努める。

2. 職員は個別支援計画に沿って援助努力をすると共に、現状に対する明確な目的意識をもって、サービスの向上と生活の質の改善に取り組む。

3. 救護施設としての存在意義と社会的役割をしっかりと認識し、施設としてなすべきことを判断し、実践していける自主性と自立性を養う。

4. 感染症対策を行い、安心安全な生活が送れるよう努める。



年中行事

四季折々の行事を中心に、食の楽しみを味わうイベントや、日本の伝統文化を感じられる行事、さらにはスポーツを通じて体を動かす機会を積極的に取り入れる。これら多彩な取り組みを通じて、利用者の情緒の安定を図るとともに、日々の生活に楽しみと活力をもたらし、生きがいを感じられる環境づくりを目指す。

年 間 予 定	
4月	・フラワーガーデンパーティ
5月	・ゲートボール大会
6月	・卓球大会
7月	・七夕祭り
8月	・夏祭り
9月	・敬老会
10月	・ハーベストガーデンパーティ
11月	・ボウリング大会
12月	・年の瀬の宴
1月	・初詣・伝承遊び ・初春の宴
2月	・節分
3月	・スイーツパーティ

＊（4月～3月）施設外食事会を随時実施予定。
 ＊（毎月）誕生日会

地域への貢献 ＊感染症法に基づいて随時変更予定。

菰野町消防本部や警察署など地域における公的機関の協力連携施設としての役割を担う。

地域交流スペース『アキアカネ』を活用し、地域住民の理解を深め、気軽に施設を利用できる環境づくりの推進に努める。

1. 他機関との交流

けやきフェスタなど菰野町地域で行われる行事や、他福祉施設との合同行事などに協力参加することで、地域を支える施設の一員として交流深める。

2. 社会的使命(SDGs)

施設近隣のゴミ拾い、及び除草作業を定期的の実施し自然環境の保全に努める。また、近隣住民の緊急時には、施設内設置のAEDの貸出や救命行為の実施も使命とする。

3. 地域交流スペース『アキアカネ』の利用

菰野町役場、菰野町社会福祉協議会、奥郷地区に『アキアカネ』の利用規定と申込書を設置し、各種文化教室の学習や発表の場として開放する。その他、研修の場として活用するなど、広く人が集う場所として開放する。また、地域住民も対象者として漢字検定の準会場として開放。

施設整備

SDGsの推進とICT化の実現

- ・SDGsの取組みとしてペーパーレス化の推進及び省電力化や必需品の見直しを図る。
- ・携帯端末機やSNSの活用による情報共有、生活支援システム等を活用しICT化を推進する。

環境整備

緑豊かな立地条件を活用し、周辺の自然をできる限り残しながら環境整備を進める。利用者が自然との共生を実感できる快適な空間を提供するとともに、心身のリフレッシュや情緒の安定を目標とする。

職員研修

職員としての自覚と責任を持ち、日々サービスの質の向上を目指して自己研鑽に励む。研修に積極的に参加し、個々の資質向上を図る。

- ・施設外研修

- ①各種別協議会研修への参加。
- ②各種別学術大会への参加。
- ③他施設視察研修等。

- ・施設内研修

- ①園内研修会の実施。
- ②階層別研修会の実施等。

実習生受入れ *感染症法に基づいて随時変更予定。

救護施設としての特色を活かし、複雑多様化するニーズに対応できる福祉従事者の養成に協力する。

機関紙『陽心の友』の発行

施設の取り組みや施設生活、行事の様子を掲載した毎月刊行の法人広報紙を菰野陽気園と合同制作し、関係機関へ広報する。

防災と安全管理

施設建物の保全を徹底し、定期的に設備の点検や配置確認を行う。利用者の生活が安心安全となるように、施設環境を整備する。また、災害から生命を守るとともに事業継続を図るため、防災計画を定め定期的な防災訓練、安全教育を実施する。

保健衛生

嘱託医と連携し、日々の健康観察や定期健診を通じて疾病の予防・早期発見に努め、早期治療を実施。さらに、年2回の施設内消毒を行い、衛生管理を徹底する。

- ①嘱託医による健康診断。利用者、職員共に年2回実施。
- ②施設内での血圧測定・尿検査・採血・血圧測定を実施。
- ③嘱託医による診察(2週間に一度の来診)。
- ④皮膚科医による診察(1ヶ月に一度の往診)。
- ⑤エックス線投影。利用者、職員共に年1回実施。

給食業務

利用者の嗜好と要望を取り入れながら、栄養バランスに配慮した喜ばれる食事を毎日提供することを目指す。

・調理献立

- ①バランスの良い食事の提供。
- ②嚥下、消化の状態に合わせた調理法(キザミ食、ミキサー食)。
- ③季節やメニューに合わせた適温給食を提供。
- ④良質なたんぱく質の摂取。
- ⑤疾病に合わせた治療食(糖尿カロリー食)。
- ⑥年齢、性別、BMIなど個別に考慮した食事量。
- ⑦嗜好調査を実施(年1回)し、献立に反映する。
- ⑧選択メニューや四季の料理、郷土料理も取り入れた献立の提供。

・衛生管理

- ①調理員の検便実施(月1回)(夏期は月2回)。
- ②手指の消毒と清潔の保持(エプロン、帽子などの着装)。
- ③調理室、各種調理機器、食品庫などの衛生保持。
- ④害虫駆除(年2回)。

・非常災害の備え

- ①非常災害時の保存食及び、調理用品の備蓄(1週間分)。



会議

会議内容と参加者

- 全体連絡会（月1回：全職員）
月間予定や各部署からの連絡事項を伝達。
- 事故等検討会議（事故発生時及び月1回：園長、各部署責任者）
事故発生時における問題事案の検討。
- case conference（月4回：園長、介護長、主任指導員、介助員、栄養士、看護師、担当介護員、利用者）
個別支援計画のモニタリング及び、計画立案。
- 園長と語ろう（月1回：園長、利用者）
施設の状況や今後の計画について、利用者と意見交換。また、施設生活に関する要望や課題について討議。
- 給食会議（月1回：栄養士、主任指導員、利用者）
食事に関する要望や課題について意見交換。
- サービス向上委員会（年1回：園長、事務長、主任指導員）
虐待防止とサービスの質の向上について計画検討。
- 事業計画会議（年1回：園長、各部署責任者）
今年度事業取組みについて評価と、来年度の計画検討。
- 感染対策委員会（年1回：園長、看護師、各部署責任者）
今年度の感染対策の取組みについて評価。

利用者支援

・個別支援計画の制度化

個別支援計画の制度化は、救護施設における入所者の自立を促進するための重要な取り組みとして位置付けられている。

この制度の下、救護施設では、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、一人ひとりの課題やニーズに即した支援が求められている。特に自立が可能な方については、地域移行を推進し、社会の一員としての生活を実現するための支援を期待されている。

これらの役割に対して、福祉事務所のケースワーカーをはじめとする関係機関との連携を通じて、個別支援計画を基にした体系的なアプローチを実践する。

・個別支援計画の実施

すべての利用者に対して個別支援計画を作成し、計画的かつ効率的な支援を提供する。この計画書は、福祉的課題を抱える利用者が自己実現を達成することを目的としており、計画の策定・実施を通じて利用者自身が自立を目指して前向きに生活できる支援体制を構築する。

・支援方針

幸福追求権と自己決定の保障を基本として、個別支援計画の策定では、利用者自身が必要と感じているニーズ(フェルトニーズ)を傾聴し、職員や福祉事務所から状況判断されるニーズ(ノーマティブニーズ)を探り、そのうえで、現実的に支援を必要とするニーズ(リアルニーズ)の充足に着眼する。

・専門的な視点

利用者の支援にあたってはICFの考え方を活用してアセスメントし、ストレングスに着目して支援する。

・ソーシャルワークの展開過程

- 
- ①情報収集
 - ②事前評価(assessment)
 - ③計画策定(planning)
 - ④支援の実施(intervention)
 - ⑤観察・見守り(monitoring)
 - ⑥事後評価(evolution)
 - ⑦終結(termination)

4つのユニットによる利用者支援

個別支援計画で定められた個々の目標に応えるために、目標別の環境と支援体制を整備。効率的な支援や利用者間の交流促進を図る。

1. 自立生活訓練ユニット：自立生活訓練及び、職業訓練や就労支援プログラムを中心とした環境を提供
2. 施設内自立訓練ユニット：日常生活動作や自立訓練を促進するための支援を強化
3. 見守り支援ユニット：創作活動や文化体験を重視し、心の充実を図る空間を整備
4. 介護支援ユニット：常時介護が必要な方へ安心な生活を提供

利用者支援における介助方針と留意点

おむつ交換

- ・介助は利用者への声掛けに十分配慮し、身体介助の同意を得る。
- ・身体状況や体調を確認し、プライバシーの確保を必須とする。

トイレ誘導

- ・介助時は、利用者への声掛けに配慮し、身体介助の同意を得る。
- ・身体や体調の確認およびプライバシーの確保を徹底する。
- ・車いすや歩行介助など利用者の状態に応じた適切な誘導を行う。

入浴

- ・入浴は週3回以上実施し、介助時には利用者への声掛けに十分配慮し、同意を得る。
- ・衣類の着脱や入浴行為の自立支援を積極的に行う。

留意点

- ・プライバシーに配慮し、不必要な露出を避ける。
- ・丁寧な言葉遣いを心掛ける。
- ・麻痺や拘縮硬直がある方、皮膚の弱い方など、個々の状態に応じた介護を行い、十分に観察する。
- ・必要な介護物品を事前に準備し、迅速かつ効率的に対応できる手順を徹底する。
- ・汚物は迅速かつ適切に処理し、衛生面を維持する。



業務日課表

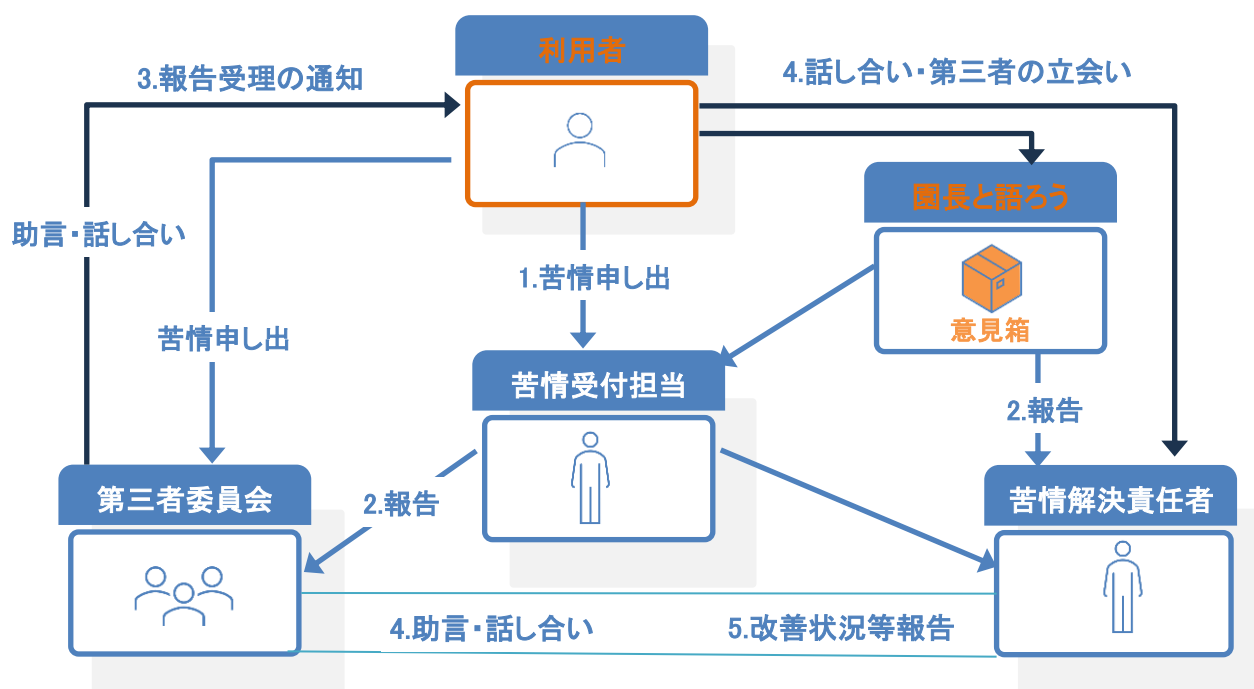
時間	日課事項	業務内容	備考
6:30	起床	巡回・点呼・排泄支援・衣類着脱支援・洗面支援	当直時間帯業務
7:30	朝食	手洗い支援・欠食者確認・食事介助・服薬支援・歯みがき支援	
9:00	朝礼	当直者から夜間の報告	日勤時間帯業務
	打合せ	業務スケジュール確認・業務連絡調整・通院調整	
	健康 環境衛生	健康状態確認(バイタル等)・排泄支援 空気リフレッシュタイム	
9:10	機能訓練	ラジオ体操・ウォーキングタイム	
9:30	日中活動	・個別支援計画に係る活動：社会参画活動/行事運営 ・就労・作業に係る活動：生産活動/農業等活動	(交代休憩)
	通院介助	職員による送迎・同行	
	入浴	介助及び自立入浴・水分補給	
11:00	健康	排泄支援	
11:30		活動及び訓練終了・後片付け	
12:00	昼食	手洗い支援・欠食者確認・食事介助・服薬支援・歯みがき支援	
13:00	環境衛生	空気リフレッシュタイム	
	日中活動	・個別支援計画に係る活動：社会参画活動/行事運営 ・就労・作業に係る活動：生産活動/農業等活動	
	通院介助	職員による送迎・同行	
14:00	健康	排泄支援	
15:30	機能訓練	ラジオ体操・ウォーキングタイム	
	健康 環境衛生	健康状態確認(バイタル等)・排泄支援 空気リフレッシュタイム	
	ミーティング	職員ミーティング・記録作成	
17:00	夕食	手洗い支援・欠食者確認・食事介助・服薬支援・歯みがき支援	
18:00	連絡	日勤者から当直者へ日中の報告引継ぎ 服薬支援・排泄支援・就寝準備支援	当直時間帯業務
21:00	就寝・巡回	点呼・排泄支援・火気点検・消灯確認	
22:30	巡回	点呼・火気確認	



利用者苦情解決について

利用者の苦情を『利用者の声』として捉え、支援サービスの質の向上に繋げる。記入方式で意向を聴収する『意見箱』や、月1回利用者と施設長との対話の場を提供する『園長と語ろう』、利用者参加型の『栄養士と語ろう』など、様々なかたちで意見を発言できる場を設けている。

なお、当施設において、解決できない苦情が発生した場合、苦情解決の仕組みに従い解決する。



- ・ 苦情解決受付担当者（主任指導員）

苦情内容を記録して、訴状内容に相違がないか双方で確認を行う。その上で、苦情解決体制に基づいて苦情解決責任者と第三者委員に報告する。

- ・ 苦情解決責任者（施設長）

申出人と話し合い適正な解決に努める。更に公平な解決を図るため、施設外（第三者委員）へ協力依頼する。

- ・ 第三者委員 金津 正義 ・ 松尾 満正

公平中立な立場で苦情解決の助言をしたり、話し合いに立ち会う。

施設内作業について

入所者を対象として、作業を通じて生きがいや機能回復の機会を提供する。また、働くことの意味や対価を得ることの理解を促す側面も有しており、作業収入については作業参加日数により正當に評価し、利用者の労働意欲を高めている。

施設外勤務作業について

施設外勤務作業を行う中で地域社会との繋がりを深め、作業能力向上に留まらず社会性の向上も目指した自立支援に努める。

生活保護法一時入所について

精神障害を抱える被保護者が症状の悪化により不安定な状態になった際、再入院を防止し居宅生活が継続できるように支援を行うために一時保護入所を行う。また、精神科病院の退院に向けた体験入所や訓練のために適当とされる方、その他、保護実施機関が必要と認められる方も支援する。

三重県就労準備支援事業について

複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会とのかかわりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない被保護者及び生活困窮者に対して、基礎能力の形成を目的に、実践的就労の場を提供する。

菰野町社会福祉法人連絡協議会 福祉相談窓口

地域公益活動の一環として菰野町社会福祉法人連絡協議会に参画し、合同相談窓口を設置。町内の他施設と連携し、制度の狭間や市場原理では満たされないニーズや、地域住民の福祉相談に対して支援を図る。

地域移行支援について

退所後6ヶ月間において、原則月1回以上、居宅訪問や電話連絡を行い、生活が継続する見込みである事を確認する。

個別支援計画に係る活動について ＊全日

●社会参画活動

(目的)

利用者一人ひとりが、地域社会とのつながりを持ちながら、自分らしい生活を実現できるよう支援することを目的とする。

個別支援計画に基づき、興味・関心・体力・生活リズムに応じた活動を選択できる環境を整え、社会参加の機会を拡大する。また、施設内外での体験を通じて、生活の質の向上、自己決定の促進、社会的役割の獲得をめざす。

(目標)

- ・個別支援計画の実効性を高める。
計画に記載された「やりたいこと」「伸ばしたい力」を、日中活動として具体的に実現する。
- ・利用者の社会参加の幅を広げる。
外出・地域交流・文化活動・施設内活動を通じて、社会との接点を増やす。
- ・利用者の満足度と生活の質を向上させる。
自ら選んだ活動に取り組むことで意欲が高まり、日々の楽しみや達成感が増える。

●行事運営

(目的)

利用者が季節の移ろいや地域文化を感じながら、生活のリズムと楽しみを豊かにできるよう支援することを目的とする。

四季折々の行事を通じて、集団の中での安心感や交流を促進する。また、行事の計画・準備・参加を通して、個別支援計画に記載された興味・強みを発揮できる機会をつくる。行事の準備や参加の中で、興味・得意・挑戦したいことを反映しやすくする。

(目標)

- ・季節や文化を感じる機会を提供する
- ・利用者同士の交流を促進する
- ・個別支援計画の実効性を高める

就労・作業に係る活動について ＊月～土曜日 9時～18時

●生産活動

(目的)

- ・収入を得ることで生活の質が向上し、社会的役割を果たす。
- ・多様な労働から自分の価値や能力・興味を再認識する事で社会参加できる機会を提供する。

(手芸)

- ・作品を作り上げる楽しさと喜びを実感する。
- ・菰野町ふるさと館などへ出品販売やSNSを活用した広報を行うことで社会と繋がりを持つ。

(外注作業//ビニール折・ハーネス・各種内職)

- ・自主性と社会性を養う。
- ・自分自身のスキル・経験・価値観を振り返り、どんな仕事が自分に満足感を与えるのかを考える。
- ・自己肯定感や達成感をもたらす精神的な健康を保つ。
- ・就労に繋がる心構えを体験する。

●農作業等活動

(目的)

- ・地域住民の一員としてSDGsエコ活動を行う。
- ・施設周辺的环境保全を維持する。
- ・園芸活動を通して、栽培の楽しみと収穫の喜びを体験する。

(内容)

- ・園芸を活用し、四季折々の野菜や植物を栽培する。
- ・施設近隣のゴミ拾い。
- ・施設内外の除草と整地作業。
- ・廃棄物の再利用活動。



救護施設 菰野千草園

